

社会福祉法人種の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人種の会（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二十二条第一項の規定に基づき、役員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

- 2 役員等のうち常時勤務する者を常勤役員等という。
- 3 役員等のうち常勤役員等以外の役員等を非常勤役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態等に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 当法人における常勤役員等に報酬を支給する。うち理事長及び常務理事については賞与及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員等には、業務に応じた報酬を支給するものとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職慰労金は、理事長又は常務理事として円満に任期を満了し、理事を辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 当法人の理事に対する報酬等は各年度の総額が 5,000 万円を超えない範囲とする。ただし、退職慰労金、特別功労金を除く。
- 4 当法人の監事に対する報酬等は各年度の総額が 100 万円を超えない範囲とする。

(常勤役員等の報酬等の額)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は次の各号に定める範囲内でそれぞれ支給するものとする。なお、各理事への支給額については理事会において決定する。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 賞与については、別表2に定める額とする。
- (3) 退職慰労金については、別表3に定める算式により算出される額とする。
理事長であった期間と常務理事であった期間の両方がある常勤役員等についてはそれぞれの期間に対する係数で計算し、合算した額を退職慰労金とする。
- (4) 通勤交通費については、通勤費支給取扱規程の規定に準ずる額とする。
- (5) 常勤役員等が出張したときは、出張旅費規程に基づき旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等の報酬等の額は次の各号に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員等が理事会、評議員会その他の会議に出席したときは、別表4により報酬を支払うことができる。
- (2) 非常勤役員等が理事会、評議員会その他の会議への出席以外で法人又は施設の業務にあたった場合は、別表5により報酬を支払うことができる。

- (3) 非常勤役員等が出張したときは、出張旅費規程に基づき旅費を支給する。
- (4) 非常勤役員等が会議に出席する際、現地対面参加時には交通費を別途支給する。
- (5) 非常勤役員等が退任した際、当該役員等が在職中に特に顕著な功績を挙げたと認められる場合には常勤役員承認を経て慰労金を支給することができる。慰労金の額、支給時期及び方法については、法人の財務状況及び公益性の観点を考慮したうえで個別に定める。この慰労金は一回一人 100,000 円（源泉所得税控除後）を上限とする。

(当法人職員給与との併給)

第 6 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は別表 6 の定めによるものとする。なお、役員等報酬に係る賞与は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。ただし、その日が休日に当たるときは職員給与規程に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、第 5 条に規定する業務の実態に応じた報酬総額を毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。ただし、その日が休日に当たるときは職員給与規程に準じた日とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 8 条 新たに理事長又は常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長又は常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合は、日割りによって計算する。

4 本条第 2 項の規定にかかわらず、理事長又は常務理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 9 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 10 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は令和3年6月25日より施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日より施行する。

附 則

この規程は令和6年3月15日より施行する。

附 則

この規程は令和6年6月27日より施行する。

附 則

この規程は令和7年6月26日より施行する。

附 則

この規程は令和8年4月22日より施行する。

附 則

この規程は令和8年6月25日より施行する。

別表1 常勤役員等の報酬（第4条関係）

役職名	報酬の上限額
理事長	月額 1,650,000 円
常務理事	月額 1,000,000 円

別表2 常勤役員等の賞与（第4条関係）

7月賞与（7月末支給）	報酬月額×1か月分
11月賞与（11月末支給）	報酬月額×1か月分
3月賞与（3月末支給）	報酬月額×1か月分

別表3 常勤役員等の退職慰労金算定式（第4条関係）

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数

- ※1 上記係数は、理事長 2.5、常務理事 2.0 とする。
- ※2 上記在任期間は就任の月から退任の月までとし、1か月未満の端数がある場合は切り上げる。1年未満の在任年数は月割計算とする。役職に異動が生じた在任年数は異動の月から新役職の係数を適用する。
- ※3 最終報酬月額は常勤役員等として最終の報酬額とする。役員として賞与の支給対象者については、直近の1年間の総支給額を12で除した額を報酬月額とする。
- ※3 在職中特別の功労があった役員には、評議員会の決議によりこの規程で定める支給額の他に特別功労金を支給することができる。

※4 退職慰労金の上限は、特別功労金を含め各年度の総額が9,000万円を超えない範囲とする。ただし当該役員が福祉医療機構およびはぐくみ基金等の外部機構の退職共済の対象者である場合は、当該制度に基づいて別途支給する。

※6 退任にあたり、法人の信用を傷つけ又は在任中知り得た法人の機密を漏らすことにより、法人に損害を与えた場合や在職中不都合な行為があり、理事会において不支給を適当と認めたときは退職慰労金を支給しないことがある。

別表4 非常勤役員の会議出席（第5条関係）

名 称	日額（源泉所得税控除後）
理事会・評議員会・その他会議等への出席	20,000円

別表5 非常勤役員のその他法人・施設のための業務（第5条関係）

名 称	日額（源泉所得税控除後）
法人・施設業務	20,000円
監事の監事監査等への出席	30,000円

別表6 職員給与との併給（第6条関係）

1. 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給し、役員等報酬に係る賞与は支給しない。

役職名	報酬の上限額
理事長	月額 1,200,000円
常務理事	月額 850,000円
その他	理事会等会議に参加 1回につき20,000円

2. 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事長及び常務理事に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	年次報酬等合算上限額
理事長	合算上限年額 25,000,000円
常務理事	合算上限年額 17,000,000円